

感染症について

下記の感染症にかかっていたり、かかっている疑いがある場合は、学校保健安全法施行規則により出席停止の扱いとしています。なお、その場合、学校までご連絡ください。出席停止は欠席扱いにはなりません。

この場合、保護者の方から「届」でご報告いただくこととなります。「届」の用紙は登校後お渡しします。右記のものをコピーしていただいたり、切り取って使用していただいても結構です。

<感染症の種類>

- (1) 第一種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群
及び鳥インフルエンザ、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、
ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア
- (2) 第二種：インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくぜ）、
風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜炎、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- (3) 第三種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎・
マイコプラズマ肺炎・溶連菌感染症など）

<主な感染症の出席停止の期間> ※必ず主治医の指示に従ってください。

- ・ インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- ・ 百日咳・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・ 麻疹・・・発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
- ・ 流行性耳下腺炎（おたふく）・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- ・ 風疹・・・紅斑（小さい赤い発疹）性の発疹が消失するまで
- ・ 水痘（みずぼうそう）・・・すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
- ・ 咽頭結膜熱（プール熱）・・・主要症状が消失した後2日を経過するまで

